

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 4

◇ 訓 令

- 北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【総務局人事部人事課】 6
- 北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】 7

北九州市告示第 272 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び第 115 条の 20 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 6 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40907 00842	株式会社河村 福祉サービス	北九州市八幡西 区本城四丁目 7 番 46 号	グループホー ム ひろき苑	令和 2 年 6 月 1 日

北九州市告示第 273 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び第 115 条の 20 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 6 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40726 01638	リハビリデイサービス りふる ゆくはし	福岡県行橋市高瀬 379 番地 1	株式会社リハソリューション	平成 29 年 10 月 31 日

2 認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40905 00465	グループホームこもれびⅡ デイサービス	北九州市小倉南区 蜷田若園三丁目 4 番 9 号	医療法人かん養生クリニック	令和 2 年 5 月 31 日

3 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40707 02289	グループホーム ふくじゅ そう	北九州市八幡西区 本城四丁目 7 番 46 号	九州運輸建設株式会社	令和 2 年 5 月 31 日
40951 00030	グループホーム 更生会に じの郷	福岡県遠賀郡岡垣町 中央台三丁目 22 番 1 号	社会福祉法人 日本傷痍者 更生会	平成 28 年 11 月 12 日

北九州市公告第411号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッデイ小倉北店

北九州市小倉北区西港町3番3号

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

代表取締役 倉富純男

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目11番17号

代表取締役 倉富純男

変更後

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

代表取締役 倉富純男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

嘉穂無線ホールディングス株式会社

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地

代表取締役 柳瀬隆志

変更後

株式会社グッデイ
福岡市博多区中洲中島町2番3号
代表取締役 柳瀬隆志

4 変更の年月日

- (1) 前項第1号 平成31年3月11日
- (2) 前項第2号の名称変更 平成28年9月21日
- (3) 前項第2号の住所変更 令和元年9月2日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和2年6月3日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和2年10月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年10月15日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市訓令第 1 1 号

庁中一般

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市職員出勤簿処理規程（昭和 3 8 年北九州市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 7 号オ中「結婚」の次に「又はパートナーシップ形成」を加え、同号キ中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同号ク（ア）から（ウ）まで以外の部分中「男性職員」を「職員」に改め、同号ク（ア）中「男 育」を「職 育」に改め、同号ク（イ） a 中「男育前」を「職育前」に改め、同号ク（イ） b 中「男育後」を「職育後」に改め、同号ク（ウ）中「男育時」を「職育時」に改める。

付 則

この訓令は、令和 2 年 6 月 1 5 日から施行する。

北九州市訓令第 1 2 号

庁中一般

北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令

北九州市事業所長等専決規程（昭和 4 3 年北九州市訓令第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 8 の表の所長の項第 6 号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第 8 号中「第 2 3 条第 1 項」の次に「（同法第 2 4 条の 4 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「並びに同条第 3 項」を「、同法第 2 3 条第 3 項（同法第 2 4 条の 4 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表並びに同法第 2 3 条第 4 項（同法第 2 4 条の 4 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項第 9 号中「第 2 4 条第 1 項」の次に「（同法第 2 4 条の 4 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同項中第 2 2 号を第 2 3 号とし、第 1 2 号から第 2 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 1 1 号中「第 2 6 条第 1 項本文」を「第 2 6 条第 1 項」に改め、同号を同項第 1 2 号とし、同項第 1 0 号中「勧告及び同条第 2 項」を「指導及び助言、同条第 2 項及び第 4 項」に、「措置命令」を「勧告、同条第 3 項及び第 4 項の規定による措置命令並びに同条第 5 項の規定による報告の要求及び立入検査」に改め、同号を同項第 1 1 号とし、同項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 動物の愛護及び管理に関する法律第 2 4 条の 2 第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項の規定による措置命令並びに同条第 3 項の規定による報告の要求及び立入検査

付 則

この訓令は、令和 2 年 6 月 1 5 日から施行する。